「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業助成金交付要綱

（趣　旨）

第１条　南会津着地型観光推進協議会長（以下「会長」という。）は、南会津地域が有する自然環境や人と自然の共生の歴史について、県内外の児童生徒が学習・体験することを通じ、児童生徒は　　　　もとより学校や保護者にも広く認知してもらうことで、当地域が自然環境学習の拠点となることを　目指すとともに、教育旅行の回復や風評の払拭を図るため、当地域で自然環境学習等の活動を行う　県内外の小・中・高等学校及び特別支援学校（以下「小・中・高等学校等」という。）に対し、　　　　　　　この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において自然環境学習等の活動にかかる経費の一部　について助成を行うものとする。

（助成要件等）

第２条　助成対象は、南会津地域において、教育課程に位置づけられた自然環境学習等の活動を行い、かつ南会津地域の宿泊施設で１泊以上宿泊する県内外の小・中・高等学校等（小学生は原則４～６　　年生対象）で、会長が助成を決定した学校とする。

２　南会津地域において行う自然環境学習等の活動計画には、可能な限り、ガイド実施団体に所属　　するガイドを活用した学習プラン（自然解説等）を組み込むものとする。

３　助成対象経費は、宿泊費、交通費、ガイド料、環境学習活動費とし、別表に定める額を上限として会長が定める額とする。

４　県内の小・中学校及び特別支援学校が尾瀬国立公園内で自然環境学習を行う場合は、原則として　「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」に申請するものとする。

また、本助成制度と「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」、「尾瀬檜枝岐環境学習推進事業」の併用は不可とする。

５　上記を除く他の助成制度との併用は、事業経費の中で、他の助成を受けていないことが明らかな経費に限り可とする。

ただし、「只見町教育旅行推進事業補助金」、「福島県教育旅行復興事業」との併用を可とする。

（助成の交付申請）

第３条　助成を申し込もうとする小・中・高等学校等（以下「助成申請者」という。）は、「助成金　　　　　交付申請書」（第１号様式）により、自然環境学習等の活動実施の１０日前までに会長に申請　　　　しなければならない。

２　助成申請者は、助成金を申請するに当たり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除　　税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入れに係る消費税及び地方　　消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して　　申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（助成金の交付決定）

第４条　会長は、助成の申込みがあったときは、その目的及び内容を審査し、助成の対象として適当と認めたときは、速やかにその交付の決定をするものとする。

２　会長は、助成の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付すことが　　　できる。

３　会長は、第１項の決定をしたときは、速やかに「助成金交付決定通知書」（第２号様式）により　　　助成申請者に通知するものとする。

（助成対象事業の変更等）

第５条　助成申請者は、助成対象事業の実施に当たり、事業内容の変更、中止又は取下げの事由が　　　生じたときは、助成金交付変更（中止・取下げ）承認申請書（第３号様式）により速やかに会長に　　　申請しなければならない。

ただし、以下の軽微な変更の場合は、この限りではない。

　(1) 補助対象経費の２０％以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。

　(2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

２　前条の規定は、前項の場合に準用する。

（事業遂行報告等）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、助成申請者に助成対象事業の遂行の状況について報告を求め、又は指示をすることができる。

（事業実績報告）

第７条　助成申請者は、助成対象事業が終了したときは、終了した日から起算して３０日以内に、　　「事業実績報告書」（第４号様式）を会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第８条　会長は、前条の規定による報告を受けた場合、当該報告書等の審査を行い、助成金の交付　　　決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成　　　申請者に通知（第５号様式）するものとする。

（助成金の交付請求）

第９条　助成申請者は、前条の規定による助成金額確定の通知を受けたときは、速やかに「助成金　　　交付請求書」（第６号様式）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前号の助成金請求書を受理したときは、内容を審査のうえ、適当と認めた場合には、　　　助成金を助成申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

（助成金の返還）

第１０条　会長は、助成金の交付を受けた助成申請者が次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

　(1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。

　(2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

　(3) 助成対象事業を実施しなかったとき。

（事務手数料）

第１１条　旅行会社は、次のいずれかに該当する場合には、助成金を利用した学校の旅行手配に掛かる事務手数料１校当たり50,000円を「事務手数料請求書」（第７号様式）により、求めることができる。

　(1)南会津地域に初めて訪れた学校を仲介したとき。

　(2) 過去５年間南会津を訪れていない学校を南会津地域に呼び戻したとき。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

　附　則

　　この要綱は平成２７年３月２７日から施行する。

　　この要綱は平成２８年４月１日から施行する。

　　この要綱は平成２９年４月１日から施行する。

　　この要綱は平成３０年４月１日から施行する。

　　この要綱は平成３１年４月１日から施行する。

　　この要綱は令和２年４月１日から施行する。

　　この要綱は令和３年４月１日から施行する。

　　この要綱は令和４年４月１日から施行する。

　　この要綱は令和５年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）　　**助成対象経費及び助成上限額**

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費 | 助成上限額 |
| **宿泊費**  **ガイド料**  **環境学習活動**  **交通費（借上げバス代を除く）** | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 延べ宿泊数 | 助成額 | 備考 | | １５人～　５０人 | ６０，０００円 | ※助成対象者に　　教員及び引率者は　含まれないものと　する | | ５１人～１００人 | １２０，０００円 | | １０１人～２５０人 | ２４０，０００円 | | ２５１人～５００人 | ３６０，０００円 | | ５０１人以上 | ６００，０００円 | |
| **交通費**  ■バス借上料  ※高速料金含む | **①県内校**◎**１台当たり ４５，０００円**  **②県外校**　◎県教育旅行復興事業と本事業合わせて  **１台当たり　９５，０００円** |